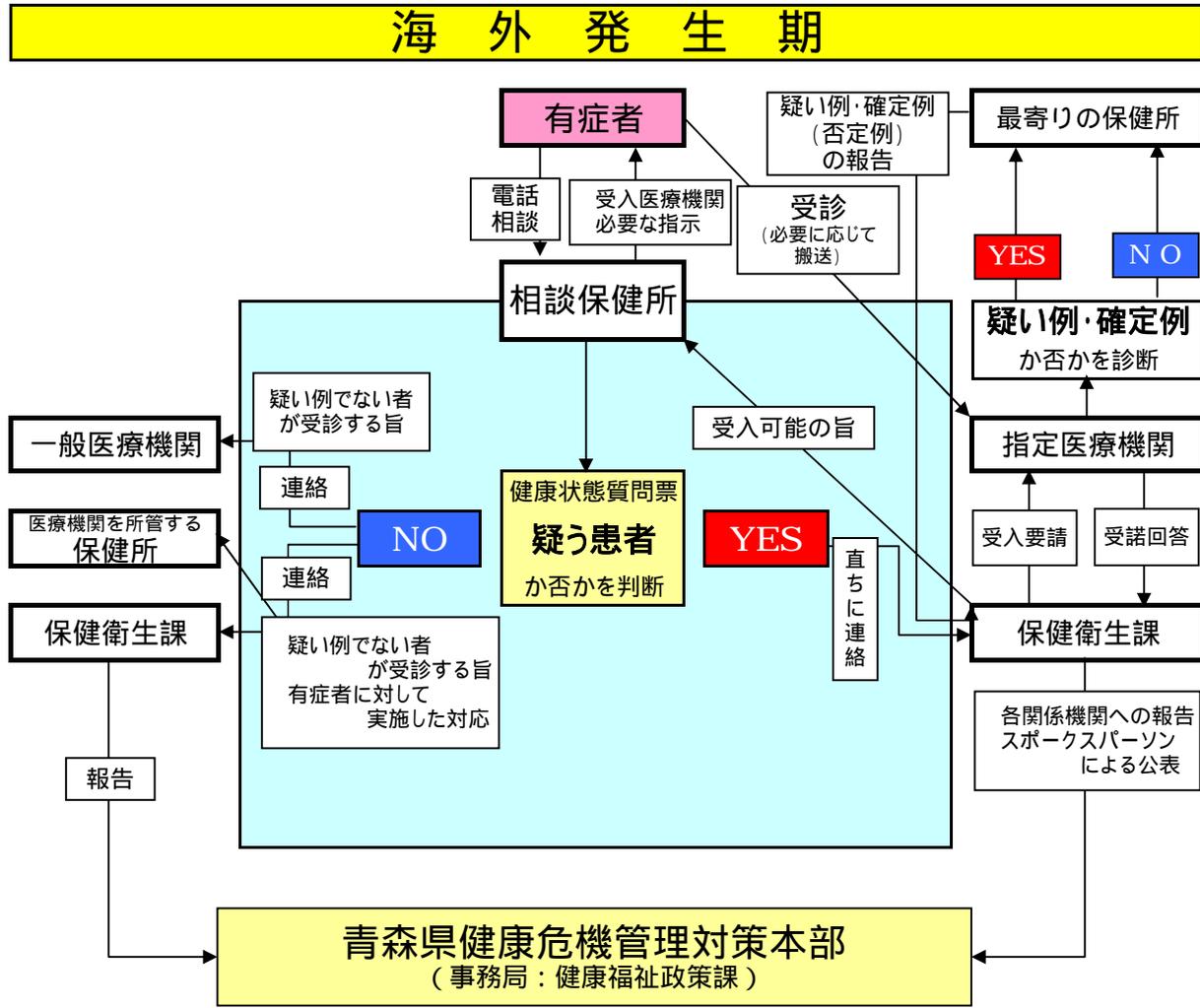


新型インフルエンザを疑う者が保健所へ電話相談した場合



国内発生期

原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「青
森県健康危機管理対策本部」を「青森県危機
対策本部」に読み替える。

県内発生・小流行期

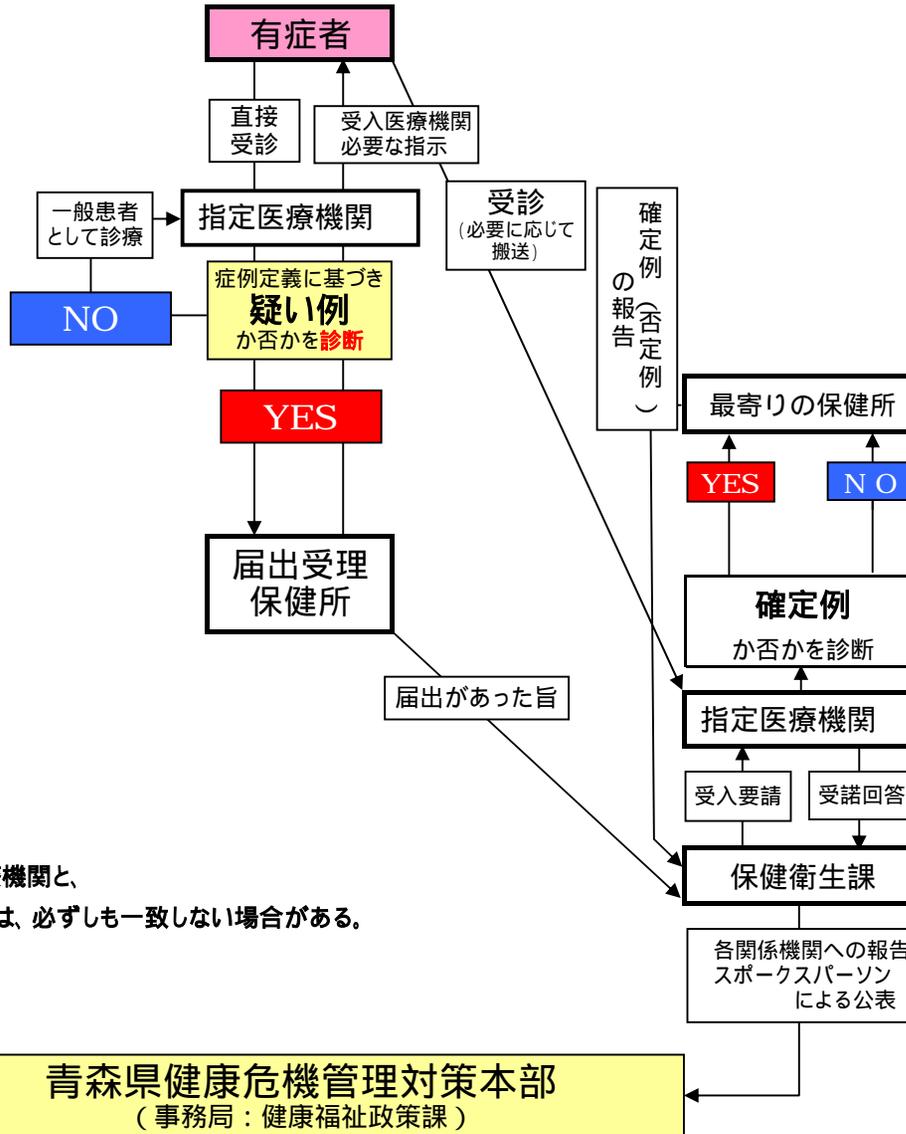
原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「指
定医療機関」を「指定医療機関及び協力医療
機関」、「青森県健康危機管理対策本部」を「青
森県危機対策本部」に読み替える。

県内流行期・大規模流行期

感染症法に基づく入院措置を緩和し、原則
としてすべての医療機関で対応することとして
いる。また、入院は重症患者に行う。
本マニュアルに基づく対応の多くは実施す
る必要がなくなると考えられることから、疑い患
者・患者の届出・報告及び入院勧告等の感染
症法に基づく措置の実施について、その必要性
を含め、国に確認する。
「県内流行終息期」においても、及びに
同様の対応を行う。

新型インフルエンザを疑う者が指定医療機関を受診した場合

海外発生期



最初に受診した指定医療機関と、
入院する指定医療機関は、必ずしも一致しない場合がある。

国内発生期

原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「青
森県健康危機管理対策本部」を「青森県危機
対策本部」に読み替える。

県内発生・小流行期

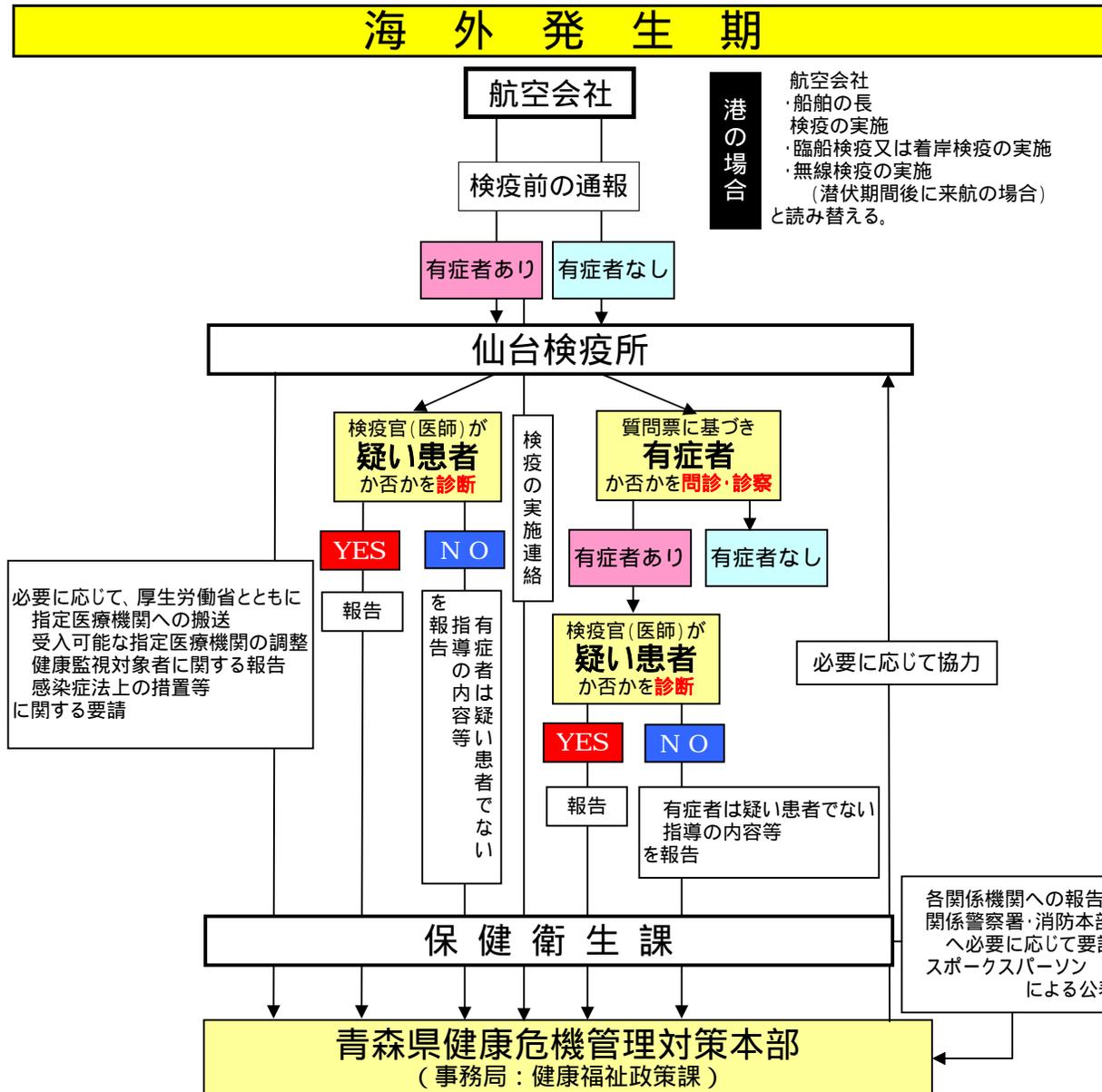
原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「指定
医療機関」を「指定医療機関及び協力医療機
関」、「青森県健康危機管理対策本部」を「青森
県危機対策本部」に読み替える。

県内流行期・大規模流行期

感染症法に基づく入院措置を緩和し、原
則としてすべての医療機関で対応することと
している。また、入院は重症患者に行う。
本マニュアルに基づく対応の多くは実施す
る必要がなくなると考えられることから、疑い
患者・患者の届出・報告及び入院勧告等の感
染症法に基づく措置の実施について、その必
要性を含め、国に確認する。
「県内流行終息期」においても、及び
に同様の対応を行う。

検疫（空港、港）で新型インフルエンザを疑う者が発生した場合

海外発生期



国内発生期

原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「青
森県健康危機管理対策本部」を「青森県危機
対策本部」に読み替える。

県内発生・小流行期

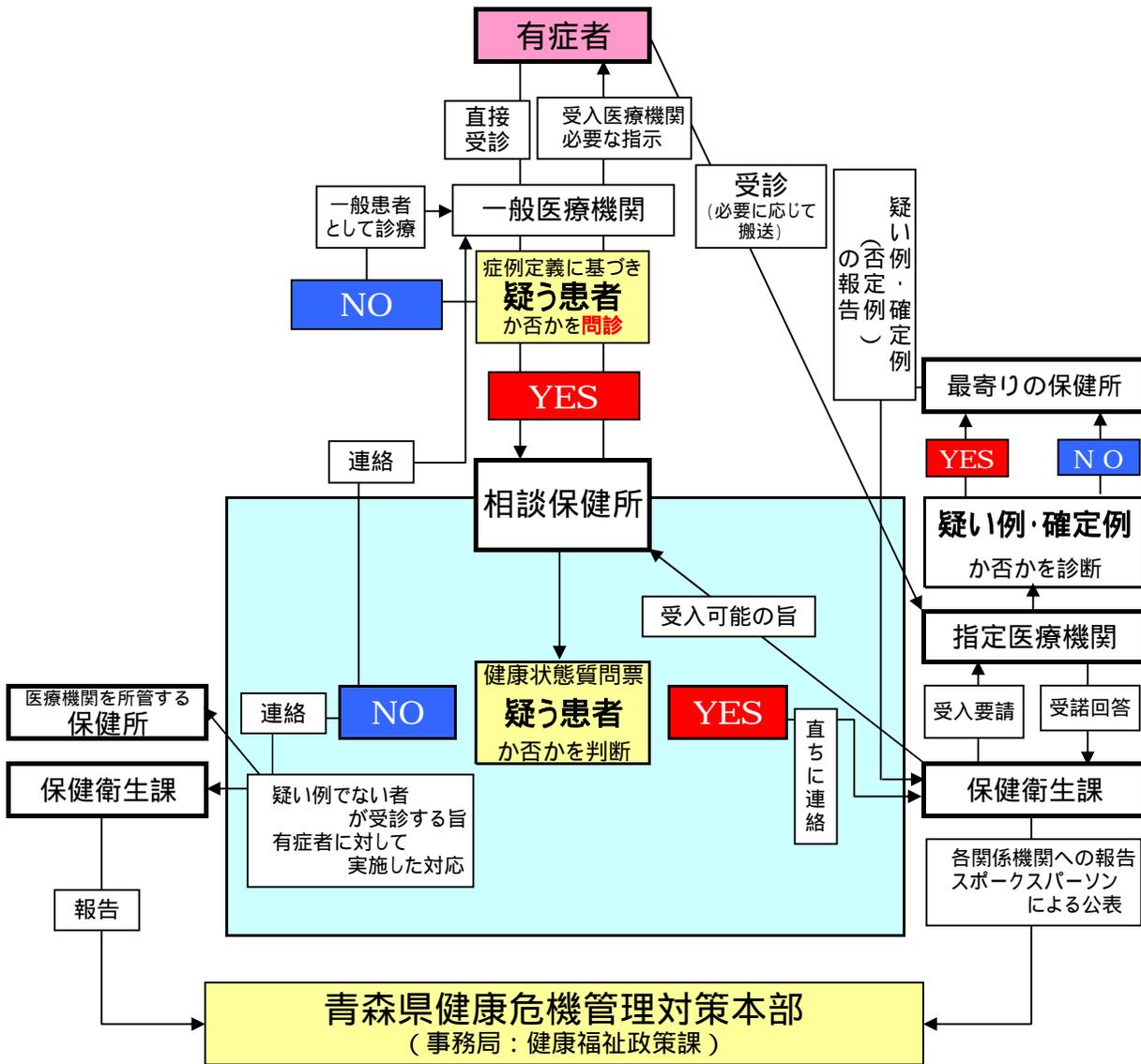
原則として、「海外発生期」と同様のトリ
アージ方針
「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「指定
医療機関」を「指定医療機関及び協力医療機
関」、「青森県健康危機管理対策本部」を「青森
県危機対策本部」に読み替える。

県内流行期・大規模流行期

感染症法に基づく入院措置を緩和し、原
則としてすべての医療機関で対応することと
している。また、入院は重症患者に行う。
本マニュアルに基づく対応の多くは実施す
る必要がなくなると考えられることから、疑い
患者・患者の届出・報告及び入院勧告等の感
染症法に基づく措置の実施について、その必
要性を含め、国に確認する。
「県内流行終息期」においても、及び
に同様の対応を行う。

新型インフルエンザを疑う者が事前の電話なしに一般医療機関等を受診した場合

海外発生期



国内発生期

原則として、「海外発生期」と同様のトリアージ方針

「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「青森県健康危機管理対策本部」を「青森県危機対策本部」に読み替える。

県内発生・小流行期

原則として、「海外発生期」と同様のトリアージ方針

「健康福祉政策課」を「防災消防課」、「指定医療機関」を「指定医療機関及び協力医療機関」、「青森県健康危機管理対策本部」を「青森県危機対策本部」に読み替える。

県内流行期・大規模流行期

感染症法に基づく入院措置を緩和し、原則としてすべての医療機関で対応することとしている。また、入院は重症患者に行う。

本マニュアルに基づく対応の多くは実施する必要がなくなると考えられることから、疑い患者・患者の届出・報告及び入院勧告等の感染症法に基づく措置の実施について、その必要性を含め、国に確認する。

「県内流行終息期」においても、及びに同様の対応を行う。